

## 平成二十六年総務省令第八十五条

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十六年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令を次のように定める。

目次

### 第一章 総則（第一条）

#### 第二章 個人番号

##### 第一節 個人番号とすべき番号の生成等（第二条—第六条）

##### 第二節 個人番号通知書（第七条—第十六条）

##### 第三章 個人番号カード（第十七条—第三十九条）

##### 第四章 特定個人情報の提供

##### 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第四十条）

##### 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第四十一条—第五十一条）

##### 第五章 機構処理事務管理規程等（第五十三条—第五十六条）

##### 第六章 雜則（第五十七条）

#### 附則

#### 第一章 総則

#### 第二章 個人番号

##### 第一節 個人番号とすべき番号の生成等

##### 第二章 個人番号

##### 第一節 個人番号とすべき番号の生成等

第一条 この省令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第二条 令第三条第一項の総務省令で定める事項は、個人番号（法第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四十七条第二項を除き、以下同じ。）の指定の請求をしようとする者の氏名及び住所とする。（代理人を通じた個人番号指定請求書の提出等）

第三条 住所地市町村長は、令第三条第六項の規定により個人番号の指定の請求をしようとする者の代理人を通じて個人番号指定請求書の提出を受けたときは、当該代理人に対し、同条第一項の理由を説明するに足りる資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた住所地市町村長は、令第三条第一項の理由があると認める場合であつて、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、当該個人番号カードの返納を求めるものとする。

3 令第十五条第二項の規定は、個人番号カードの交付を受けている者が前項の規定により個人番号カードの返納を求められたときについて準用する。

4 前項の規定により準用する令第十五条第二項の規定による個人番号カードの返納は、代理人を通じてすることができる。

（機関への個人番号とすべき番号の生成の求めの方針）

第四条 令第七条の規定による住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（検査用数字を算出する算式）

第五条 令第八条の総務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。

算式

$$11 - \left( \sum_{n=1}^{11} p_n \times q_n \right)$$

ただし、  

$$\sum_{n=1}^{11} p_n \times q_n$$
 を11で除した余り1の場合は、0とする。

P<sub>n</sub> 個人番号を構成する検査用数字以外の十一桁の番号の最下位の桁を1桁目としたときのn  
 術目の数字

Q<sub>n</sub> 1 □ n □ 6 のとき n+1 7 □ n □ 1 1 のとき n-5  
 （市町村長への個人番号とすべき番号の通知の方法）

第六条 令第九条の規定による個人番号とすべき番号の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。  
 第二節 個人番号通知書  
 （個人番号の通知）

第七条 法第七条第一項若しくは第二項又は法附則第三条第二項若しくは第三項の規定による個人番号の通知は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により、当該個人番号及び次に掲げる事項が記載された書面（以下「個人番号通知書」という。）を送付する方法により行うものとする。  
 一 氏名  
 二 出生の年月日  
 三 個人番号通知書の発行の日  
 （住民票に基づく個人番号通知書の記載）

第八条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、前条の規定により個人番号通知書に氏名、出生の年月日及び個人番号を記載する場合には、本人に係る住民票に記載されている事項を記載するものとする。  
 （個人番号通知書の技術的基準）

第九条 個人番号通知書に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第十条から第十六条まで 削除  
 （個人番号カードの記録事項）

第十七条 法第二条第七項の主務省令で定める事項は、住民票コードとする。

第十八条 第八条の規定は、住所地市町村長が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。

(個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置)

**第十九条**

法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配線に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読み取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。

**第二十条** 令第十三条第一項の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所及び個人番号（交付申請者が個人番号通知書とともに発送される交付申請書の用紙を用いる場合には、交付申請者の氏名、住所、生年月日及び性別）とする。

（交付申請書に添付する写真）

**第二十一条** 令第十三条第一項の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景のものとする。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

**第二十二条** 令第十三条第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号において同じ。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の交付申請者に係る交付申請書を取りまとめることが能够すること。

二 交付申請者が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に避難することを余儀なくされていること。

三 交付申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

四 交付申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

五 交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育、懲戒その他児童（十八歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

六 第二号から前号までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。  
（交付申請書の保存）

**第二十三条** 地方公団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、法第十六条の二第一項の規定により発行した個人番号カードに係る交付申請書を、その受理した日から十五年間保存するものとする。  
（個人番号通知書及び個人番号カードに係る機関が処理する事務）

**第二十三条の二** 法第十六条の二第一項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 個人番号通知書・交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（この号及び第三十六条第二項第二号において「個人番号通知書等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された個人番号通知書等の再度の発送を除く。）

二 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理

三 交付申請書及び第二十八条第一項に規定する再交付申請書の受付及び保存

四 電話による個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものに限る。）の受付

五 第三十五条第一項の規定により市町村長から委任された事務（個人番号カードの発行）

**第二十三条の三** 機構は、令第十三条第一項又は第二項の規定により提出を受けた交付申請書に不備がないことを認めたときは、第三十四条に規定する個人番号カードに関する技術的基準に適合するように個人番号カードを発行するものとする。

（個人番号カードの交付方法）

**第二十三条の四** 令第十三条第四項ただし書の総務省令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 本人限定受取郵便等（その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準するものをいう。）により送付する方法

二 交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等（書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準するものをいう。次号において同じ。）により、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準するものをいう。同号において同じ。）として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

三 病院への入院その他のやむを得ない理由により前二号に掲げる方法により交付することができ難であると認められる場合には、交付申請者の所在地において、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

（個人番号カードの一重交付の禁止）

**第二十四条** 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードが有効な限り、重ねて個人番号カードの交付を受けることができない。

（個人番号カードの様式）

**第二十五条** 個人番号カードの様式は、別記様式のとおりとする。

（個人番号カードの有効期間）

**第二十六条** 個人番号カードの有効期間は、次の各号に掲げる個人番号カードの交付を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 個人番号カードの発行の日において十八歳以上の者の誕生日まで

二 個人番号カードの発行の日において十八歳未満の者の誕生日まで

三 个人番号カードの発行の日の五年目の誕生日まで

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

2 個人番号カードの交付を受ける者の誕生日が二月二十九日である場合における前項の規定の適用については、その者のうるう年の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

**第二十七条** 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民（中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項において同じ。）のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者（以下この項及び次項第一号において「高度専門職第二号」という。）及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者（以下この項及び次項第一号において「永住者」という。）並びに特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する

特別永住者をいう。次項第一号において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)に対し交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

区分	期間
中長期在留者(高度専門個人番号カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード職第二号及び永住者を除(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律	く。)

たな個人番号カード」とし、第二十九条第二項の規定により新たな個人番号カードの交付を受けた外国人住民について第二項の規定を適用する場合には、同項中「個人番号カードの交付を受けた」とあるのは「新たな個人番号カードの交付を受けた」と、「当該個人番号カード」とあるのは「当該新たな個人番号カード」とする。

は「当該新た個人番号カード」とする。

**第二十八条** 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。

3 前項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めるなければならない。

4 第一項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合は、同様に規定する再交付申請書に、当該個人番号

2 個人番号カードの交付を受けた後に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた外国人住民  
住民基本台帳法第三十三条個人番号カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失つた日から  
の四十五の表に規定する六十日を経過する日まで  
出生による経過滞在者又  
は国籍喪失による経過滞  
在者

4 カードを紛失し、又は焼失した場合は、同様に規定する個人番号カードを添付しなければならない。  
第一項に規定する場合に該当することとなつた個人番号カードは、同項の規定により個人番号カードの再交付の求めがあつたときに、その効力を失うものとする。  
5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に呈示しなければならない。

は、前項の規定にかかるわらず、住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して、当該個人番号カードの有効期間について、当該各号に定める期間とすることを求めることができる。

一 入管法第二十条の規定による在留資格の変更、入管法第二十一条の規定による在留期間の更新又は入管法第二十二条の二の規定による在留資格の取得等により適法に本邦に在留できる期間が延長された場合、個人番号カードの発行の日から延長された適法に本邦に在留できる期間における満了日の日（前条第一項の規定が当該個人番号カードに適用されていなかった場合においても、当該個人番号カードの有効期間が延長された場合においても、同様）に係る

6  
木村清流がくじゅり／かにわい／かにわい／かにわい  
再交付される個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの発行の日」と、同条第二項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。

7  
第二十二条の規定は第一項に規定する再交付申請書に添付する写真について、第二十三条の規

（当該個人番号カードの有効期間が満了する日（以下この号及び次号において「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第二号、永住者若しくは特別永住者となつた場合には、仮定有効期間満了日）まで

二 入管法第二十条第六項（入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができる場合（固へ番号カードの発行の日から入管法第二十条第六項の規定により在留するこ

**第二十九条** 個人番号カードの有効期間内の交付の申請等) 定は第一項に規定する再交付申請書の保存について、それぞれ適用する。

3  
とがかかる場合、個人番号カードの有効期間が日から入管法第二百一十六条第二項の規定で定められてゐる場合に、当該入管法第二百一十六条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日)まで  
外国人住民に再交付される個人番号カードについて第一項の規定を適用する場合には、同項中「交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間は、次条第六項の規定により読み替えて適用する前条の規定にかかわらず」と、同項の表中「個人番号カード」とあるのは「再交付される個人番号カード」とし、

て、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。  
2 住所地市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する個人番  
号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。  
3 前項の規定により交付される新たな個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合  
には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「第二十九条第二項の規定により  
交付される新たな個人番号カード（以下この条において「新たな個人番号カード」という。）」の

個人番号カードの再交付を受けた外国人住民について前項の規定を適用する場合には、同項中「交付を受けた」とあるのは「再交付を受けた」と、「当該個人番号カード」とあるのは「当該再交付された個人番号カード」とする。

第二十九条第二項の規定により外国人住民に交付される新たな個人番号カードについて第項の規定を適用する場合には、同項中「交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかるわらず」とあるのは、「第二十九条第二項の規定により交付される新たな個人番号カード（以下この条において「新たな個人番号カード」という。）の有効期間は、同条第三項の規定により読み替えて適用する前条の規定にかかるわらず」と、同項の表中「個人番号カード」とあるのは、「新

(紛失した個人番号カードを発見した場合の届出)  
**第三十条** 法第十七条第五項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき(第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。)は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。  
 (個人番号カードの返納届の記載事項)  
**第三十一条** 令第十五条第二項及び第三項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。  
 (国外転出者に対する個人番号カードの還付)

**第三十二条** 市町村長は、令第十五条第三項の規定により個人番号カードの返納を受けた場合(令第十四条第一号に該当して個人番号カードの返納を受けた場合に限る。)においては、これに国外への転出により返納を受けた旨を表示し、当該個人番号カードを返納した者に還付するものとする。

2 前項の規定により市町村長が個人番号カードを還付したときは、令第十七条の規定により当該個人番号カードを廃棄したものとみなす。

**第三十二条の二** 市町村長は、個人番号カードの効力の有無に関する情報の提供(個人番号カードの暗証番号)

1 個人番号カードの利用その他の方法により提供することができる。

**第三十三条** 令第十三条第四項本文又は第五項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号(以下この条において「暗証番号」という。)を設定しなければならない。

2 令第十三条第四項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長(当該交付申請者が同条第二項の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、住所地市町村長以外の市町村長を経由して住所地市町村長)に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3 令第十三条第五項の規定により交付申請者の指定した者(当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。)が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

4 交付申請者が暗証番号を設定しないことを希望する場合であって、当該交付申請者の個人番号カードに暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合が必要とする処理が実施できない状態になるよう必要な措置が講じられたときは、前三項の規定にかかるず、これらの規定により暗証番号を設定することを要しない。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から同法に規定する事務若しくはその処理する事務であつて同法の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされていても、その遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。

**第三十四条** 個人番号カードに関する技術的基準については、主務大臣が定める。  
 (個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)

**第三十五条** 市町村長は、機構に個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務(以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。)を行わせることができる。

一 個人番号カード交付通知書(個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。)の作成  
 二 個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応  
 三 委任市町村長(前項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。)は、前項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。  
 (機構への通知)

**第三十六条** 委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一 個人番号カード交付通知書の発送先の住所等  
 二 前号に掲げる事項のほか、個人番号通知書・個人番号カード・個人番号カード交付通知書に記載な事項

2 市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一 個人番号通知書、交付申請書の用紙、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書に記載すべき事項  
 二 個人番号通知書等の発送先の住所等

3 第二十三条の二第二号に掲げる事務に係る事項として、個人番号通知書の返送を受けた場合には、その旨

四 個人番号カードの発送先の住所等

五 法第十六条の二第二項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出(個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。)を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードが

その効力を失つたことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

六 前各号に掲げる事項のほか、法第十六条の二に規定する事務を実施するために必要な事項

3 前二項の規定による通知は、電子計算機の操作により、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信すること又は前二項各号に掲げる事項の全部若しくは一部を記録した磁気ディスクを機構に送付することによつて行うものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(交付金)

**第三十七条** 委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした個人番号通知書・個人番号カード関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。

(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任の解除)

**第三十八条** 委任市町村長は、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせないことをとするときは、その三ヶ月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 委任市町村長は、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

**第三十九条** 削除

#### 第四章 特定個人情報の提供

##### 第一節 特定個人情報の提供の制限等

(情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法等)

**第四十条** 令第二十条第一項の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準についてのものとし、内閣総理大臣が定める。

2 令第二十条第一項のデジタル化令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十九条第八号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称  
 二 法第十九条第八号の規定による提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称  
 三 第二項の情報照会者の処理する事務  
 四 法第十九条第八号の規定による提供の求めの事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事項

- 3 前二項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、前項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

**第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供**

(特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置に係る通知の方法等)

- 第四十条** 令第二十六条第一項のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第八号の規定による提供の求めがあつた特定個人情報を保有する情報提供者の名称

二 法第十九条第八号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称

三 前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項

四 法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事項

- 2 令第二十六条第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

- 3 情報提供者が法第二十二条第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知を受けた場合において、当該通知の有効期間内に当該情報提供者による法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供が行われることなく当該期間を経過したときは、当該期間を経過した日に法第二十二条第一項の規定による提供の求めがあつた旨の通知は、その効力を失う。

(取得番号)  
**第四十一条の二** 法第二十二条の二第二項のデジタル庁令で定めるものは、内閣総理大臣が定めるところにより生成された取得番号とすべき番号のうち、情報照会者等が情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てた番号とする。  
 (情報照会者等による通知事項の通知の方法)

- 第四十二条** 令第二十七条第二項第一号及び第二号の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。  
 (機構による住民票コードの通知の方法)

- 第四十三条** 令第二十七条第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。  
 (住民票コードの通知を受けた場合の内閣総理大臣の措置)

- 第四十四条** 内閣総理大臣は、令第二十七条第三項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第一項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、速やかに、当該特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、当該情報照会者等に対し、通知するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、令第二十七条第三項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第一項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、速やかに、当該情報照会者等に対し、既に当該情報提供用個人識別符号を取得している旨を通知するものとする。

- （内閣総理大臣による情報提供用個人識別符号の通知の方法）**
- 第四十五条** 令第二十七条第六項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。  
 (法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による令第二十七条の二第二項の規定による通知の方法)

- 第四十五条の二** 令第二十七条の二第一項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。  
 (法第二十二条の二第二項の市町村長による令第二十七条の二第四項の規定による通知の方法)

- 第四十五条の三** 令第二十七条の二第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

- (機構が令第二十七条の二第三項本文の規定による通知を受けたときの機構による住民票コードの通知の方法等)

- 第四十五条の四** 第四十三条から第四十五条までの規定は、機構が令第二十七条の二第三項本文の規定による通知を受けたときについて準用する。この場合において、第四十三条中「第二十七条第三項」とあるのは「第二十七条の二第五項において準用する令第二十七条第三項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十七条の二第一項」と、「情報照会者等」とあるのは「情報提供者」と、第四十五条中「第二十七条第六項」とあるのは「第二十七条の二第五項において準用する第二十七条第六項」と読み替えるものとする。

(市町村長による令第二十七条の三第三項の規定による通知の方法)

- 第四十五条の五** 令第二十七条の三第三項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

- (情報提供者による特定個人情報の提供の方法等)
- 第四十六条** 令第二十八条の規定による特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

- 第四十六条** 令第二十二条第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知を受けた情報提供者は、当該通知の有効期間内に、速やかに、情報照会者に對し、法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供をするものとする。

- 第四十七条** 法第二十三条第一項第四号のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 第四十条第二項第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合はその旨

- 2 情報照会者及び情報提供者は、法第二十二条第一項及び第二項に規定する記録について、法第二条第八項に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

- 3 内閣総理大臣は、法第二十三条第三項に規定する記録について、当該記録を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

(法第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供)

- 第四十八条** 第四十一條から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供

第四十一条第一項、第二十九条の二において準用する令第二十六条第一項について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二 一 法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め  
二 法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供

3 委任都道府県知事等（前項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長又は支援法人をいう。以下この節において同じ。）は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

3 委任都道府県知事等は、第一項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

(交付金)  
**第五十条** 委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対し、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法定第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。  
前項の交付金の額については、幾書か定款で定めるところにより定める。

**第五十一条** 委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任の解除等関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構にならな。

2 がいじだい  
委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。  
(委任都道府県知事等による特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の実施等)

**第五十二条** 委任者又は府県知事等は、機械又は計算の他の書類に依つて特定個人情報を扱う場合等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合には、第四十九条第二項の規定にかかわらず、当該特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行ふものとする。

委任都道府県知事等は、前項の規定により特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行なうときは、その旨を公示しなければならない。

一 引き継ぐべき特定個人情報の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委託者道府県知事等に引き継ぐこと。

二 引き継ぐべき特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任都道府県知事等に引き渡すこと。

三 その他委任都道府県知事等が必要と認める事項を行うこと。

第五章 機構處理事務管理規程等

第一回 桃林外現雪魔羅判刑の詛語

**第五十三条** 法第三十九条の二第一項の総務省令で定める事項は次のとおりとする  
一 機構処理事務の適正な実施に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

一 標榜処理事務の適正が実施に關する職員の意識の啓發及び教育に關する事項  
二 幾構処理事務の実施に係る事務を統括管理する者に關する事項

三 機構処理事務の実施に係る事務手続きに関する法律

四 機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置について

## 五 機構処理事務に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクの保存に関する事項

## 六 機構処理事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

## 七 機構処理事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管

これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項

- 八 機構処理事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項

九 機構処理事務の実施に係る監査に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、機構処理事務の適切な実施を図るための必要な措置に関する事項

二 機構は、法第三十八条の二第二項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に機構処理事務管理規程を添て総務大臣に提出しなければならない。

三 機構は、法第三十八条の二第二項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(機構処理事務特定個人情報等の内容)

**第五十四条** 法第三十八条の三第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一 機構処理事務において取り扱う特定個人情報

二 機構処理事務において取り扱う個人情報(前号に規定する特定個人情報を除く。)

三 機構処理事務において機構が取り扱う電子計算機及び電気通信回線の一部に関する秘密(帳簿の記載事項)

**第五十五条** 法第三十八条の四の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 個人番号とすべき番号を生成した年月日及び件数

二 個人番号通知書を作成した年月日及び件数

三 個人番号通知書を発送した年月日及び件数

四 個人番号カードの交付の申請を受けた年月日及び件数

五 個人番号カードを作成した年月日及び件数

六 個人番号カードを発送した年月日及び件数

七 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数

八 第四十九条の規定により機構が設置及び管理する電子計算機の運用状況に関する記録

九 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任を行っている都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合の名称及び数

(機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表)

**第五十六条** 法第三十八条の五の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

一 個人番号とすべき番号を生成した年月及び件数

二 個人番号通知書を作成した年月及び件数

三 個人番号通知書を発送した年月及び件数

四 個人番号カードの交付の申請を受けた年月及び件数

五 個人番号カードを作成した年月及び件数

六 個人番号カードを作成した年月及び件数

七 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数

八 第四十九条の規定により機構が設置及び管理する電子計算機の運用状況に関する記録の概要

九 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任を行っている都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合の名称及び数

法第三十八条の五の規定による報告書の公表は、次に掲げる方法によるものとする。

一 当該報告書を機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供する方法

二 インターネットの利用その他の方法

**第五十七条** 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において「指定都市」という。)においては、第八条の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。

二 雜則

第六章 雜則

2 指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	第五十条第一項	市町村	住所地市町村長（ 住所地市町村長）	住所地区長を経由して住所地市長（ 住所地市長）
別記様式	附 則 (施行期日)	交付地市町村長名	市町村が 市が	市地区長名
	第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条、第十七条、第十九条及び第三十五条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十八条第一項（同項の表第三十五条规定による部分に限る。）の規定	第一条、第十七条、第十九条及び第三十五条から第三十九条まで及び第四十八条第一項（同項の表第三十五条规定による部分に限る。）の規定	第一条、第十七条、第十九条及び第三十五条から第三十九条までを除く。）及び第四十八条第一項（同項の表第三十二条规定による部分に限る。）の規定

第二条	この省令は、法の施行の日前においても、第三十三条第二項前段の規定の例により、暗証番号を住所地市町村長（当該交付申請者が令第十三条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、同項後段に規定する経由市町村長を経由して住所地市町村長）に届け出ることができる。この場合において、交付申請者が同日において現に当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者であるときは、当該暗証番号の届出は、同日において第三十三条第二項前段の規定によりされたものとみなす。	第三条 交付申請者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第三十三条第二項前段の規定の例により、暗証番号を住所地市町村長（当該交付申請者が令第十三条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、同項後段に規定する経由市町村長を経由して住所地市町村長）に届け出ることができる。この場合において、交付申請者が同日において現に当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者であるときは、当該暗証番号の届出は、同日において第三十三条第二項前段の規定によりされたものとみなす。	第三条 交付申請者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第三十三条第二項前段の規定の例により、暗証番号を住所地市町村長（当該交付申請者が令第十三条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、同項後段に規定する経由市町村長を経由して住所地市町村長）に届け出ることができる。この場合において、交付申請者が同日において現に当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者であるときは、当該暗証番号の届出は、同日において第三十三条第二項前段の規定によりされたものとみなす。
附 則 (平成二七年一月二八日総務省令第一〇号)	この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第四十八条第一項に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。	この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第四十八条第一項に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。	この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第四十八条第一項に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
附 則 (平成二八年一二月二二日総務省令第九九号)	この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五条法律第二十七号）附則第一项第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。	この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五条法律第二十七号）附則第一项第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。	この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五条法律第二十七号）附則第一项第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附 則 (平成二八年一二月二三日総務省令第六六号)	この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十号）附則第一项第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。	この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十号）附則第一项第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。	この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十号）附則第一项第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附 則 (平成二八年一二月二二日総務省令第九九号)	この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本款（経過措置）に規定する規定の施行の日から施行する。	この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本款（経過措置）に規定する規定の施行の日から施行する。	この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本款（経過措置）に規定する規定の施行の日から施行する。
第二条	この省令の施行の日からストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前までの間ににおける改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる文に規定する規定の施行の日から施行する。	この省令の施行の日からストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前までの間ににおける改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる文に規定する規定の施行の日から施行する。	この省令の施行の日からストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前までの間ににおける改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる文に規定する規定の施行の日から施行する。
第三条	この省令は、市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）から地方公共団体情報システム機構（次項において「機構」という。）への旧省令第三十五条第一項の規定による同項に規定する通知カード・個人番号カード・個人番号カード関連事務（同項第二号及び第八号に掲げるものに限る。）の委任については、なお従前の例による。	この省令の施行の日より同項に規定する通知カード（改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人情報を提供等に関する省令（以下この条において「旧省令」という。）第十五条第五項の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の返納及び旧省令第十五条の規定による通知カード（改正法第七項に規定する個人番号カードをいう。）の還付については、なお従前の例による。	この省令の施行の日より同項に規定する通知カード（改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人情報を提供等に関する法律第七条第一項に規定する通知カードをいう。）の還付については、なお従前の例による。
第四条	この省令の施行の日前において機構に旧省令第三十五条第一項の規定により同項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務を行っていた市町村長は、この省令の施行の日に、機構にこの省令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる法律の規定による通知カード（次項において「新省令」という。）第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。	この省令の施行の日前において機構に旧省令第三十五条第一項の規定により同項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務を行っていた市町村長は、この省令の施行の日に、機構にこの省令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる法律の規定による通知カード（次項において「新省令」という。）第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。	この省令の施行の日前において機構に旧省令第三十五条第一項の規定により同項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務を行っていた市町村長は、この省令の施行の日に、機構にこの省令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる法律の規定による通知カード（次項において「新省令」という。）第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。
第五条	前項の場合において、この省令の施行の日前に旧省令第三十五条第三項の規定により公示をした市町村長については、新省令第三十五条第三項の規定は、適用しない。	前項の場合において、この省令の施行の日前に旧省令第三十五条第三項の規定により公示をした市町村長については、新省令第三十五条第三項の規定は、適用しない。	前項の場合において、この省令の施行の日前に旧省令第三十五条第三項の規定により公示をした市町村長については、新省令第三十五条第三項の規定は、適用しない。

含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「市長（通知カード（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カードをいう。）に係る事務にあつては、区長（総合区長を含む）。次項において同じ。）と、「次項に」とあるのは「同項に」と、第三項及び第四項中「市町村長」とあるのは「市長」とする。

#### 附 則（令和二年一二月二八日総務省令第一三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和三年八月二七日総務省令第八三号）

（施行期日）  
この省令は、令和三年九月一日から施行する。

#### （経過措置）

この省令の施行日の前日において地方公共団体情報システム機構に、この省令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（次項において「旧省令」という。）

第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行っていた市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）は、この省令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード特定個人情報の提供等に関する省令（次項において「新省令」という。）

第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わることとしたものとみなす。

2 前項の場合において、この省令の施行の日前に旧省令第三十五条第三項の規定により公示をした市町村長については、新省令第三十五条第二項の規定は、適用しない。

#### 附 則（令和三年一二月二七日デジタル庁・総務省令第四号）

この命令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 附 則（令和四年二月一〇日デジタル庁・総務省令第二号）

（施行期日）  
この命令は、令和四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

この命令の施行前に、地方公共団体情報システム機構が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条第

一項又は第二項の規定により提出された交付申請書を受理した場合におけるこの命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第二十六条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和五年一二月一五日デジタル庁・総務省令第一七号）

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式(第25条関係)

(表)

氏名 住所	個人番号 カード
性別 年月日生 年月日まで有効 交付地市町村長名	
写	
真	

(裏)

個人番号 氏名
年月日生
图形

備考1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

2 半導体集積回路を組み込む。

3 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏が記載されている場合には、氏〔旧氏〕名として、併せて記載する。

4 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。

5 表面には追記欄を設ける。

6 裏面の中「图形」の部分について、主務大臣が定める技術的基準によるものとする。